

令和 6 年 第 1 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、令和 6 年 3 月 13 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 岡 田 選 子

2 番 山 口 秀 信

9 番 井 手 幸 子

3 番 松 野 俊 子

11 番 古 賀 信 行

4 番 水ノ江 晴 敏

12 番 近 藤 進 也

5 番 亀 元 公 一

13 番 住 吉 浩 徳

6 番 廣 瀬 猛

14 番 高 橋 恵 司

7 番 名 倉 亮 介

2. 欠席議員は次のとおり

10 番 中 山 恵

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 定例会 (第 1 回)

本会議 会議録

第 3 回継続会

令和 6 年 3 月 13 日

水 巻 町 議 会

令和 6 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

令和 6 年 3 月 13 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、公明党。はい、亀元議員。

5 番（亀元公一）

5 番、亀元です。公明党を代表して、冒頭質問を行います。

まず、「5 歳っ子すくすく相談」と 5 歳児健康診査について伺います。

乳幼児の健康診査は、3 歳児健診以降は約 3 年が経過した就学前健診まで実施されていません。小学校入学を控えた我が子の発育に悩まなければならない保護者や早期に療育につなげるべき子供たちへの対応の遅れが懸念される中、本町は、先進的事業として、幼稚園や保育所等を専門家が巡回する「5 歳っ子すくすく相談事業」を平成 29 年から実施しています。

水巻町保健事業のまとめの「5 歳っ子すくすく相談事業」の報告を読ませていただき、ゼロから事業を立ち上げた関係各課の努力に対し、敬意を表したいと思います。

国もようやく、こども家庭庁が 5 歳児健康診査支援事業を令和 5 年補正で予算化し、後押しするようであります。

そこで、「5 歳っ子すくすく相談事業」で集められた経験、成果、課題をしっかりと踏まえ、今後実施されるであろう 5 歳児健康診査を見据えて、水巻町の子供たちの健やかな成長に資するべく質問いたします。

1、「5 歳っ子すくすく相談事業」の特徴や成果をお尋ねします。

2、就学前健診にどう生かされていますか。

3、事業報告による児童を観察の結果、相談機関等を紹介するケースが全体の約 1 割くらいあるようです。相談機関等について説明をお願いします。また、ニーズに対する対応状況をお尋ねします。

4、妊娠期乳幼児期から学童期へ切れ目のない支援を推進するため、国は 5 歳児健康診査の実施に財政支援を行うことになりました。本町としてどのように取り組まれていくかをお尋ねします。

次に、交通安全の取組と防犯対策について伺います。

昨今の気象変動や大きな災害だけではなく、身近に起こる様々な犯罪や交通事故等は人々の生活を脅かしています。

毎年、春と秋には全国交通安全運動期間が設けられています。「令和6年春の全国交通安全運動推進要綱」の運動の重点は、子供が安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践、歩行者優先意識の徹底と思いやり・譲り合い運動の励行、自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守とあります。

交通事故から尊い命を守り、交通事故そのものを減らすことが大切です。町民が日々安心して暮らすことができるように、安全なまちづくりに力を入れていく必要があります。

また、犯罪も多様化し、人口減少や高齢化によって人間関係も変化して、人と人とのつながりが希薄になっています。防犯カメラの普及や防犯灯の設置、特殊詐欺対策など、犯罪防止は暮らしの安全を支える重要な柱と考えます。

そこでお尋ねいたします。

1、水巻町における全国交通安全運動の実施状況について伺います。

2、昨年4月の道路交通法の改正で、自転車利用者のヘルメット着用が年齢を問わず努力義務となりました。ヘルメット着用が事故等の際には、大切な命を守る手段になると思います。水巻駅前の駐輪場やスーパーマーケット等の店舗でも自転車の利用者を見かけます。町民へ自転車の安全指導等も含めてヘルメット着用を促すとともに、ヘルメット購入にあたり、費用の一部を補助することについて町の見解を伺います。

3、児童生徒の登下校の地域安全パトロール隊の現状と、学校時間外の放課後児童クラブや部活動からの帰宅時間帯の対応について伺います。また、時間帯やルートが違う犬の散歩をさせる人の視点から、犬の散歩パトロール隊を考えてはどうですか。

4、昨年の9月に頃末歩道橋が完成しました。猪熊校区には通学路に樋口歩道橋があります。風の強い日に歩道橋を利用する際には、傘や帽子等は飛ばされそうになります。安全面を考えて、歩道橋の手すりの上部に風よけスクリーンを設置出来ないでしょうか。

5、防犯対策の青パト（青色防犯パトロール車）の運用状況と、町の公用車へのドライブレコーダー搭載について伺います。

6、防犯に対して、町内のドライブレコーダー利用者に協力していただくことで、地域の見回りの目も増やせて、かつ、犯罪の未然防止につながると考えます。水巻町防犯ステッカー（録画中）を作成してはどうですか。

7、防犯対策として、犯罪の抑止効果が高いものに防犯カメラがあります。不特定多数の人が利用する町内の公園への設置について伺います。

次に、水害対策について伺います。

私たちは、地震、津波、豪雨や土砂崩れなどの災害から町民の生命や財産を守る責務があります。他のところで起きていることは自分の町でも起こると捉え、それらの教訓は我が町の災害対策にも生かしていかなければなりません。

本日は、今後予想される水害対策について伺います。

1、積乱雲が帯状に連なる線状降水帯がいつどこで発生するのか明確な予測は現状でも難しく、被災地では急な大雨で川が増水し、避難が間に合わなかった声が多くあります。遠賀川流域においては、最初に被災するのは中小河川の流域です。昨年も、バックウォーター現象（雨水を川に流すはずの排水管から川の水が逆流する）により、新々堀川周辺の住宅用道路が冠水して

おり、土のうの準備などの対策は急務であると考えます。洪水対策（曲川、新々堀川洪水対策）についての見解を伺います。

2、次に、能登半島地震においても、土砂災害で家族全員を失った方の悲痛な叫びが忘れられません。水巻町の中でも、大雨が降れば土砂災害が起こりうる箇所の擁壁工事などの対策は急務であると考えます。土砂災害防止対策（高尾地区の傾斜崩壊防止）についての見解を伺います。

3、次に、これまで校舎の耐震化やブロック塀の安全対策等について、公明党は粘り強く推進してきました。特に、石川県能登地方の地震においては、昨年5月に発生した震度6級の地震に続き、本年1月に発生した震度7級の令和6年能登半島地震においては、校舎は1校も倒壊せず大きな被害を防ぐことができました。

ただし、能登半島地震では、避難所の体育館で多くの被災者が厳しい寒さをしのいでいます。真夏なら、熱中症のリスクもあります。避難所となる体育館の空調設備の整備が、被災者の方々の命を守るためにも非常に重要で、本町においても早期に整備を進めていくことを検討すべきと考えます。

避難場所の耐震化や空調設備の整備（町民体育館、各小・中学校体育館）についての見解を伺います。

4、能登半島地震においては、高齢者などの災害時に配慮が必要な人たち（避難弱者）が、安全に避難できる体制づくりへの要望が浮き彫りになってきています。みんなで逃げる、自治区で障がい者の皆さんや高齢者の方と一緒に逃げる仕組み、この取組の推進を加速させるべきだと考えます。

自治区での自主防災組織の設置状況と防災訓練の実施状況について伺います。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、「5歳っ子すくすく相談」と5歳児健康診査について、の御質問にお答えします。

「5歳っ子すくすく相談」は、年中時に当たる4歳から5歳児の発達を集団の場である町内の幼稚園や保育所及び認定こども園などに専門スタッフが訪問し、子供の様子を観察したり、担当職員や保護者へ適切な支援を行ったりすることで、子供の健康の保持増進とともに成長発達の確認、育児支援など、就学へ向け、よりよい環境を整えていくことを目的に平成29年度から開始しました。

本事業は、平成28年に町内の小児科医より5歳児健診の実施の提案を受け、健康課、学校教育課、福祉課、当時の地域・こども課の4課で協議を重ね、巡回相談という形で事業の開始に至ったという経緯があります。

巡回する施設は、町内が8か所と町に隣接する町外の幼稚園1か所の計9か所で、訪問するスタッフは臨床心理士と保育士、学校教育主事と保健師の4人です。主な流れは、事前に保護

者へ5歳児の発達や生活習慣などのアンケートを送付し、その回答と日頃子供を観察している先生方の意見を基に、当日、年中クラスにて課題に取り組む姿や遊びの中で発達などが気になる子供の様子を40分ほど観察します。

観察後は先生と訪問スタッフで観察した子供の行動などを様々な角度から確認し合ったり、子供への接し方等を臨床心理士や保育士から先生方へアドバイスしたりしています。その中で、行動面などで少し支援があったほうが良いと思われるケースには、後日、先生や保健師から保護者へ支援内容や相談サービスなどを紹介し、保護者の希望があれば、発達検査や相談事業また療育や医療につなぐようにしています。

その後は療育等の相談施設や医療機関と連携を取り、子供の成長・発達をそれぞれ関係部署が見守りながら就学へつなげていくという流れになっています。

そこで1点目の「5歳っ子すくすく相談事業」の特徴や成果についてのお尋ねですが、特徴は先ほど申し上げましたように、専門スタッフが年中児の行動を集団の場で確認し、子供の困っている場面を少なくするための接し方や環境を集団や家庭で提供できるよう、保護者や先生方にお伝えし、希望があれば適切な関係機関へつなぎ、スムーズに就学できるようにしていくことです。

成果としましては2点あります。

1点目は、子供の発達についての相談が増えたことです。

巡回相談の開始により、子供の発達に関する相談窓口が分かりやすくなり、園の先生方や保護者からの相談が増え、療育相談や医療機関を紹介しやすくなりました。さらには庁舎内外の連携もこれまで以上に取れるようになり、子供の成長・発達をそれぞれ見守りながら、必要時に情報交換をしながら全体で見守っていく継続した支援ができるようになりました。

2点目の成果は、3歳児健診後にフォローが必要な子供の様子を巡回相談で確認できるようになり、保護者等と今後の支援の在り方について具体的に相談できるようになったことが成果と言えます。

次に、2点目の就学前健診にどう生かされていますか、とのお尋ねですが、就学前健診につきましては、学校保健安全法の規定に基づき、小学校入学を予定している全ての子供に対して心身の健康を確認するために、毎年、中央公民館を会場として実施しています。

内容としましては、医師による眼の検査、視力検査、聴力検査、耳鼻科の検査、歯科、内科の検査などの諸検査、その他学校管理職による子供面談、保護者に対しては教育指導員による就学相談を行っています。

その目的は大きく2つあります。

1つ目は、児童とその保護者が児童本人の健康状態について関心を寄せ、認識すること。2つ目は、疾病などを発見し、必要な治療や支援につなげることを目的にしています。

ほとんどの市区町村では、乳幼児健診は3歳で終わりですが、本町では、「5歳っ子すくすく相談」を実施し、就学まで1年余りの5歳という節目の時期から子供の成長や発達の姿、育児に関する保護者の悩みや子育てに関する相談などに幅広く寄り添うこととしています。この取組を通じて、就学前健診においては、子供や保護者の思い、保育園での様子など、きめ細やかに学校と保護者とが共有し、子供一人一人の教育的ニーズの整理を円滑に進めることが出来て

いると聞いています。

今後も、就学前の不安感の解消や就学子供自身がつらい思いをする機会を少しでも減らせるよう、切れ目のない支援をつなげてまいります。

次に3点目の相談機関等についての説明及びニーズに対する対応状況についてのお尋ねですが、まず、令和4年度事業実績としましては、9か所の園を巡回し、対象児171人に対し、巡回スタッフから指導や助言のあったケースが46人、そのうち個別の相談事業につなげたほうが良いと思われるケースが8人で、うち3人が相談機関等の支援を受けています。

相談機関としましては、母子保健法に基づいた臨床心理士による個別の相談事業である「こすもす相談」と、保育士による未就園児を対象とした小集団の遊びの教室である「こすもす教室」があります。それぞれ月1回程度いきいきほーるで実施しており、未就学で成長発達に不安のある親子が対象となっています。

個別の相談ができる「こすもす相談」は、臨床心理士2人で年間40回実施しています。相談枠は全部で148件ですが、すぐに予約で埋まりやすい傾向にあるため、キャンセル枠を有効に活用し、できるだけ早く相談につなげるようにしています。

また、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所では、年7回、乳幼児発達診査事業を実施しており、従事者は医師、言語相談員、理学療法士で、より専門的な相談が受けられるため、必要な保護者にはこの相談事業も紹介しています。

そのほかにも、「こすもす相談」で療育の観点から、支援が必要と思われる場合には臨床心理士の意見書を添え、福祉課障がい支援係へつなぎ、支援が必要と認められた未就学児を対象に発達の段階や特性を考慮した上で、日常生活での基本的な動作の個別指導や集団生活になじむための訓練や知識の習得などを行う児童発達支援事業所を紹介しています。近年利用者増えていますが、近隣市町に施設が点在しており、人気のある事業所では待機することもあります、概ね利用者の希望に沿ったサービスを提供できていると思われます。

さらに本町の強みとしては、町内に小児医療施設が3か所あることです。小児科医の診察が定期的に受けられ、必要に応じて専門職による個別療育を継続的に行う医療機関もあり、利用希望者が多くなっていると伺っています。このように成長・発達に不安を持つ親子の相談機関や療育の場は充実しているものと考えています。

最後に4点目の、国は5歳児健康診査の実施に財政支援を行うことになりましたが、本町としてどのように取り組まれていくのかのお尋ねですが、多くの市町村では、法定健診である3歳児健診以降、就学時健診までは健診を行っていない状況で、乳幼児期から就学まで切れ目のない母子保健を提供するために、社会性発達の評価、発達障がい等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診の標準化と体制整備が必要ということで、こども家庭庁は、11月29日に成立した令和5年度補正予算で、5歳児健康診査推進のための財政支援を打ち出しました。

5歳児健診は原則として集団の場で行うことや、発達障がいなどの心身の異常の発見、育児上問題となる事項及び必要に応じ専門相談等を行うこととされ、国の補助金が子供1人当たり3,000円を上限に2分の1補助されることとなっています。

現在、県内60市町村のうち、9市町村が5歳または6歳児健診を実施しています。本町では、これまで5歳児健診の実施の検討ができていませんでしたが、先ほど申し上げた「5歳っ子すく

すく相談」とこの5歳児健診は医師の診察の有無以外は、目的や方法が似通っている部分が多くあります。そのため年中児の健やかな成長・発達を切れ目なく支援するためにも、既存の「5歳っ子すくすく相談」の手法を生かした5歳児健診の在り方を考えています。

5歳児健診の実現には、関係機関との調整や健診スタッフの確保が必要です。また、スタッフの知識の習得や様式の整理など様々な準備が必要なため、令和6年度は5歳児健診の準備期間とし、国のガイドラインや先駆的に実施している市町の情報を収集しつつ、令和7年度実施に向けて進めてまいります。

次に、交通安全の取組と防犯対策について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町における全国交通安全運動の実施状況について、のお尋ねですが、本町では毎年、春と秋の全国交通安全運動の期間に合わせ、交通安全県民運動として交通安全に関する啓発活動を実施しています。

令和5年度の活動としましては、水巻町交通安全推進協議会委員や町職員による町内主要交差点での街頭指導、広報紙への啓発記事の掲載、折尾警察署から講師を招いて高齢者向けの交通安全教室を実施しました。令和元年度以前は、駅前や大型商業施設で啓発物資を配布していましたが、コロナ禍を経て現在はこのような街頭啓発を行っていません。

なお、令和6年の春には例年の街頭指導等に加え、中央公民館で折尾警察署と共同で交通安全県民運動の出発式を行う予定としています。

次に2点目の、町民へ自転車の安全指導等も含めてヘルメット着用を促すとともに、ヘルメット購入にあたり、費用の一部を補助することについて、のお尋ねですが、自転車利用時のヘルメット着用は、自転車による事故の致命傷の約6割が頭部損傷であることなどから、道路交通法が改正され、令和5年4月1日から努力義務とされました。

町民へのヘルメット着用を含めた自転車の安全指導につきましては、今年度実施した交通安全教室などで周知するとともに、広報紙やチラシ等を活用し、引き続き啓発を行ってまいります。

また、ヘルメット購入の補助については、福岡県の現状を県に確認したところ、県として補助は行っておらず、県内の自治体では吉富町が令和5年4月から購入補助を行っている状況とのことでした。

ヘルメットの購入補助の導入につきましては、県や近隣自治体の動向も注視し、今後検討するとともに、引き続きヘルメット着用の周知・啓発を行ってまいります。

次に3点目の、児童・生徒の登下校の地域安全パトロール隊の現状と児童クラブや部活動からの帰宅時間帯の対応、犬の散歩中のパトロールについて、のお尋ねですが、まず、小・中学校の登下校につきましては、各小学校区で活動していただいている地域安全パトロール隊の皆様を中心に、児童生徒の見守りをしていただいております。毎日の登下校の登下校時間の交通安全指導や声かけに加え、可能な限り下校時間の見守り活動も行っており、大変感謝をしております。

また、児童クラブや部活動からの帰宅時間帯の対応と、犬の散歩中のパトロールについてですが、現状では地域安全パトロール隊の見守り活動は、登下校中の時間帯が中心となっています。しかし、ウォーキングや犬の散歩を兼ねたパトロール、買物ついでの見回りなど、日常生

活において無理なく防犯活動を続けていただくことが、地域安全パトロール隊の活動の趣旨でもあり、結果的に登下校以外の時間帯にも見守りの目が行き届き、犯罪の抑止につながるものと考えます。今後このような趣旨を広く周知し、地域安全パトロール隊の皆様を中心に、地域と連携しながら取組を進めてまいります。

次に4点目の、樋口歩道橋への風よけスクリーンの設置について、のお尋ねですが、樋口歩道橋につきましては、県道水巻芦屋線道路整備後の昭和63年に建設され、約36年経過している歩道橋です。その間に部分補修を経て、令和元年度には全面塗装を施工し、現在に至っています。

十数年前にも屋根や防風板を設置してほしいとの要望があったと聞き及んでおりますが、新たな設備を設けることは、構造的な面や主要道路上に設置することによる安全面などから、改良については困難であるとのことで現状のまま利用することとしています。

昨年9月に完成した頃末歩道橋につきましては、計画当初の令和元年度から頃末小学校PTA、地元区長、地域安全パトロール隊、頃末小学校教諭等が参加していただいたワークショップにて、様々な内容を協議し決定した基本構造を基に設計を実施しています。

協議した内容については、歩道橋の色から階段の形状、蹴上げの高さ、屋根設置や防風板設置の可否など、複数回に段階を踏んで決定しました。そのため他の歩道橋と比べ、より地元の意見を取り入れた歩道橋となっています。

今回建設しました頃末歩道橋は、質問にもありました防風板設置も考慮した内容で設計しているため問題ありませんが、樋口歩道橋を建設した当時は、防風板設置の検討などもされていなかったと推測され、新たに設置することは難しいと考えていますが、その他の方法がないか、管理者である福岡県に相談しながら、新技術も踏まえ検討してまいります。

次に5点目の、青色防犯パトロール車の運用状況と町の公用車へのドライブレコーダー搭載について、のお尋ねですが、町の青色防犯パトロール車につきましては、毎朝の登校時間に合わせて職員が巡回しています。下校時間につきましても、他の業務の兼ね合いがありますが、可能な限り巡回しています。ドライブレコーダーにつきましては、町が管理する全ての公用車に搭載が完了しています。

次に6点目の、ドライブレコーダー録画中の防犯ステッカーの作成について、のお尋ねですが、ドライブレコーダーの録画映像は、あおり運転や交通事故の際の証拠となり、録画中であることを表示することで、トラブルの抑止に一定の効果があると思われます。現時点で多くの市販のステッカーが流通しており、町独自のステッカーを作成する効果や他自治体の事例なども含め、今後検討してまいります。

最後に7点目の、不特定多数の人が利用する町内の公園への防犯カメラの設置について、のお尋ねですが、防犯カメラの設置につきましては、「水巻町防犯カメラ設置運用要綱」に基づき、特定の公共施設を適切に管理する目的で、町内20か所の施設に設置しております。

公園での設置状況ですが町内79か所の公園のうち、防犯カメラを設置している公園は「みどりんぱあーく」1か所です。設置数は1基のみで、公園駐車場出入口を撮影しています。

町内の公園でトラブルや忘れ物の問合せなどがあった場合は、職員が現地を確認した上で対応を検討している状況です。主な公園のトラブルは、子供たちが禁止されているボール遊びを

行っているケースや、公園内にできた蜂の巣駆除の依頼などです。

近年多様化している犯罪に対し、防犯カメラの設置は抑止力として一定程度、効果はあるものと考えていますが、プライバシー上の問題など運用していく上での課題もありますので、防犯カメラの設置につきましては慎重に検討していく必要があると考えます。

最後に、水害対策についての御質問にお答えします。

まず1点目の洪水対策についてのお尋ねですが、町内には町を南北に縦断する曲川があります。この曲川には、上流側から国が管理する曲川排水機場と、福岡県が管理するえぶり排水機場及び鯨瀬排水機場の3つの排水機場があります。それぞれの排水機場は、雨が降った際には遠賀川へ曲川の水を全体で毎秒80トンの規模で吐出しています。

この3つの排水機場の中でも、本町の水害対策に対して最も重要な役割を担っている鯨瀬排水機場では、最終的な排水計画は毎秒35トンでありましたが、建設当時の排水能力は毎秒15トンで、その後、平成13年の毎秒10トンのポンプ施設が増設され、排水能力としては毎秒25トンとなっていました。しかしながら、最終的な排水計画は毎秒35トンであり、毎秒10トンの排水能力が不足していることは、曲川の治水に対して大きな不安要素であり、排水能力の増強は本町の重要な課題でありました。

そこで私が町長に就任して間もない、平成26年に県や国に排水能力増強の要望を行いました。その結果、平成28年度から令和2年度までの5か年間で事業期間として、未整備分である毎秒10トンの排水能力を有するポンプ施設を増設する計画は県により決定されました。現在の状況は、新たに毎秒10トンの排水能力を有するポンプ施設が設置され、本格運転を行っています。このポンプ施設の増設により、以前は冠水していた道路などが冠水しなくなるなどの大きな効果が出てきています。

しかしながら、近年の集中豪雨に対しては、河川改修などのハード整備のみでは対応が困難なため、あらゆる手段を用いて、水害を防ぐ必要があると考えています。

次に2点目の、土砂災害防止対策について、のお尋ねですが、町内には99か所の土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと、113か所の土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンがあります。レッドゾーンは、土砂災害により、生命または身体に著しい危害を生じる恐れがあると認められる土地の区域で、イエローゾーンは生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域のことです。

御質問でもあります高尾地区では、レッドゾーンに複数箇所指定されていますが、現在、高尾地区付近にて実施している急傾斜地崩壊対策事業としまして、頃末小学校東側の斜面で実施している釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事があります。

この急斜面は、災害時の避難所に指定されている校舎や体育館に接しています。そのため、避難所及び児童の安全確保を目的に、令和元年度より対策事業を実施しています。並行して、福岡県においても対策工事が完了した範囲については、レッドゾーンをイエローゾーンに見直すための調査業務を行っています。この対策事業は、令和6年度をもって完了する予定であります。

また、近年の急傾斜地崩壊対策事業としましては、宮尾台地区において平成26年度から実施されました事業が完了したため、令和6年1月にレッドゾーンが解除され、イエローゾーンへ

変更となりました。現在は、吉田二区公民館東側の区域にて対策工事を実施すべく、福岡県が調査・設計を行っています。

急傾斜地崩壊対策事業は、長い時間と莫大な予算が必要となるため、ハード整備のみではなく、大雨のときには早めの避難を促すなどのソフト対策が重要であります。

今後とも県や国と緊密な連携を取りながら、着実にハード整備を進めつつ、防災・減災対策を推進してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に3点目の、避難所の耐震化や空調設備の整備について、のお尋ねですが、まず避難所の耐震化については、避難所に指定している町内の公共施設全てが耐震基準を満たしています。

空調設備の整備につきましては、小・中学校体育館など10か所が未整備であります。体育館に空調設備を整備する場合、建物の断熱性を高める工事も併せて行う必要があります、国の補助事業を活用した場合でも町の負担は高額なものとなります。

また、体育館自体の老朽化も進んでおり、学校施設を含めた施設全体の整備を計画的に進めていく必要があると考えています。

現時点では、避難所となる体育館に、早急に空調設備を導入することは非常に困難でありますので、避難所生活が長期化する場合などは、空調設備が整っている校舎を利用するなど、柔軟な対応を行い、避難者の健康に配慮してまいります。

最後に4点目の、自治区での自主防災組織の設置状況と防災訓練の実施状況について、のお尋ねですが、現在、自治会31地区のうち14地区で自主防災組織が設立されています。

本町では、自主防災組織を設立した自治会を対象に、地域活動事業助成金の増額や防災資機材等の整備に対する補助金の交付など、自主防災組織への支援を行うとともに、区長会や出前講座において自主防災組織の設立を呼びかけています。

次に、防災訓練の実施状況についてですが、昨年12月に確認した内容では、自主防災組織の設立の有無にかかわらず、消火訓練を含めた防災訓練を行っている自治会が8地区あります。また、12の地区が、地区公民館を自主避難所として開設する準備があるなど、各区で災害への備えをされています。

本町では、日頃から自治会への出前講座の実施や防災訓練の際に備蓄食料を配布するなど、地域の防災に関する意識や取組が進むよう働きかけを行っております。

なお、昨年12月には、区長会の自主研修において、防災に関するグループワークを町と共同で行い、要支援者対策に先進的に取り組んでいる猪熊区の事例紹介や自治会同士での意見交換会を行い、地区単体でなく、全体的な防災の機運を高めることができたのではないかと考えています。

引き続き、様々な機会を通じて、自主防災組織の設立や地域の防災の取組に対し、支援及び協力を行ってまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

3 番、松野です。

「5 歳っ子すくすく相談」と 5 歳児健康診査について再質問をさせていただきます。

まず初めに、本町の「5 歳っ子すくすく相談」事業は、他の自治体に先駆けて先進的に実施されているもので、大変意義ある取組であると感じております。その事業における子供たち一人一人の相談内容は、その後の進路や成長につながる重要な情報だと思いますが、その情報は学校にどのように引き継がれているのでしょうか。

お答えをお願いいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えをいたします。

「5 歳っ子すくすく相談事業」での子供たちの情報をどのように活用していくか、という御質問でございますけれども、「5 歳っ子すくすく相談」で関わった子供たちの一人一人の情報につきましては、この事業の目的とするところでもございます。学校において、より良い環境をつくっていくためにというところで、就学にあたっては、教育委員会で設置しております教育支援委員会という会議の中で共有をしております。本人の性格だったりですね、行動の特徴、保育園・幼稚園で配慮してきた内容など共有するようにしております。

そして、その会議では学校生活を想定しまして、一人一人の教育支援、個別支援計画につなげていくように検討しておりまして、また個別支援計画を立てましたら、小・中学校 9 年間を通して、随時見直しをしながら引き継いでいくこととしております。

また、活用というところでは、学校や家庭で課題が生じた際にケース会議というものを開いております。その際にも保護者や民間の福祉事業者や医療関係者なども入る場合がございますけれども、情報を共有する場合に活用することがございます。

情報活用につきましては、子供と保護者の思いや願いを大切にしながら、子供たちの自立に向けた支援のため、有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

今、教育委員会が設置する特別支援委員会のお話がありました。この支援委員会について、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

特別支援委員会でございますけれども、この組織につきましては条例に定める委員会というふうになっております。構成するメンバーにつきましては、学校長はじめ医師、臨床心理士、保健師、保育士、それから特別支援教育を担当する教員、教育委員会の職員でございます。

開催につきましては年に4回ですね、開催をしております。

収集した子供たちの一人一人の情報について、多くの視点からそれぞれ意見を出し合いながら、保護者の思いや教育的なニーズというのを整理をしまして、教育環境や支援を決めていくというふうな重要な会議でございます。

具体的ところで例えばですね、県の特別支援学校に入学、また町立学校での特別支援学級への入級、また通級による指導など多様な環境がある中で、その子供に合った最善な教育環境、そして一人一人に必要な教育支援が提供できるように協議を行っております。

以上でございます

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

支援委員会が大変重要な役割を果たしているということは理解できました。

一つ前に戻ってですね、3歳児健診や「5歳っ子すくすく相談事業」で、支援が必要と認められた子供たち、ちょっと少し就学前に戻るんですけども、その子供たちは、答弁で福祉課の障がい支援係につなげて、そして児童発達支援事業所などの療育機関などを紹介されて、訓練を受けるのだという、そういうことがありました。

その施設がニーズに対応できるぐらいの量とかは大丈夫ですか、ということで、一応、答弁では、ほぼ足りているとお答えもありましたけども、施設が遠賀郡や宗像や中間とか、そういったところに点在しているとか、人気のある事業所では予約待ちであるとか、そういったお声も保護者の方々にお聞きすることもあるんですが、今後そういった点の改善っていうのは、望めないものかどうかをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えをいたします。

児童発達支援事業所は、遠賀郡と中間地域で現在12か所ございます。そのうち4か所が水巻町に設置されている状況でございます。

水巻町のお子様の利用については、この水巻町の事業所だけでなく、確かに近隣の北九州、八幡西区方面の事業所も含めて利用がっております。

答弁にもありましたように、概ね御希望される事業所の利用ができてる状況ではございますけども、中には利用の定数がどの事業所も決まっていますので、利用する日数の希望どおりにいかないケースであったりとか、待機になってるっていうケースもあります。

その改善ってなると、その事業所の定数を増やすということになると思うんですけども、一つは事業所の問題として指導員の確保であったりとか、もともと定数での事業所のスペースを確保していますので、増やすとなればそのスペースの問題も出てきますし、あとはこの地域における1事業所の待機があるからといって、この地域における定数を増やすというところが一つ問題になってくるかなと思いますので、すぐに改善できるという問題ではないというふうに認識しております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

今後のことも考えて、そういった保護者のお困りごとに担当の係の方はしっかり寄り添って、よりよい道筋なんかを相談に乗っていただきたいということを要望いたします。

そして次の質問なんですけども、就学前の子供に対しては、今、回答がありましたような、児童発達支援事業所などで、その子の日常生活の訓練とか知識の習得や言語の訓練など、そういう療育的な訓練を受けることができるということなんですけども、今度は就学後ですね、学校に入って学童期になった子供たちは、そういった児童発達支援事業所の支援は受けられないというふうに聞いておりますが、学童期の子供たちは学校の中の教育的・学習的なもの以外のそういった療育的、いろんな訓練、そういったのは、こういった機関が担うことになるのかをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えをいたします。

先ほどの児童発達支援事業もそうなんですけども、障害児通所給付事業を行ってその中の一つのメニューに児童発達支援事業があります。

就学後ですね、小学校から高校生までにつきましては、放課後デイサービス事業というメニューがございますので、そちらの利用をされるという形になります。

この遠賀郡と中間地域においては、放課後デイサービス事業所が今24か所ございます。

本町においては7か所の事業所があってですね、直近の2月末現在で大体120名の方、小学

校、中学校、高校生合わせて 120 名の方が放課後デイサービスを利用されております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

その放課後デイサービスが非常に増えてきて、利用されてるというのは存じ上げているんですが、就学前の子供たちのそういった支援は、幼稚園・保育所・認定こども園、そしてそういった発達障がい的ないろんな事業所等々が健康課中心に一体となって、その子の発達を見守っているなという、そういうことを感じるのですが、やっぱり学童期に入って 6 年間、非常に子供も成長する時期だと思うんですが、また中学校の 3 年間、受験等々でまた難しい時期、また今度義務教育を離れた高校というふうに、ずっとこの発達の問題については、ずっと見守りというか、ずっと成長がある事柄だと思うんです。

そういったときにですね、そういう放課後デイサービス等の事業所の関係機関と学校とのつながり、また情報共有、そして放課後デイは、小学校だけに限らず中学校っていうふうに、学校では小学校で一旦終わって今度中学に渡すという形ですけども、ずっと 1 人の子供に対して見守りが、ずっと成長を見守っていることができるという特徴もあると思うんです。

なかなかですね、行政の方では区切ってあるんで、そういう情報を共有するのが難しい部分もあるかなと思うんですが、今後、こども家庭庁などの話も聞いたり、今回の 5 歳児健診も、こども家庭庁の後押しということなので、放課後デイサービスの事業者等々の情報をですね、支援委員会だとか、そういったいろんな形の部分にですね、反映させていただきたいなというふうに要望としては感じております。

で、こども家庭庁についての今後の何か、もし、情報がですね、少しあれば自治体なんかに対して、今後何か働きかけがあるのか、少し何かあれば教えていただけたらと思うんですが。

お願いいたします。

議 長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

松野議員の御質問にお答えします。

今、こども家庭庁のほうがですね、妊娠から出産して、それから保育園、学校、それから切れ目のない支援をしていくという方向でいろいろな施策のほうが出てきています。ちょっとこれとは若干違いますけども「こども家庭センター」とかそういった事業も今後出てきますんで、今後そういった切れ目のない支援ができるような、国のほうも方策が出てきてるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

はい、ありがとうございます。

最後の質問ですが、予算の説明で「5 歳っ子すくすく相談」の臨床心理士の巡回相談をちょっと辞退したという説明があったのですが、この6年度以降の臨床心理士の方の確保を含めた相談事業の見通し、現状を御説明ください。

議 長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

議員の質問にお答えします。

今までですね、事業の中核を担ってきました臨床心理士が、今年度をもって辞退したいという申出がありました。現在、新しい臨床心理士さんを探していますが、各地域での臨床心理士の需要が非常に高く、近隣自治体においても、臨床心理士の確保に苦戦している状況でございます。

臨床心理士はやっぱり、短時間の観察の中で集団における子供の言動を的確に判断して、適切な助言を述べることができるという高い専門性を持っていて、「5 歳っ子すくすく相談」にしろ、5 歳児健診にしろ、必要不可欠な方であると考えています。

そのため令和6年度の巡回における相談という形は、一時中止となります。引き続き、幼稚園や保育所、認定こども園等は訪問をしますけども、巡回相談という形ではなくなります。また、幼稚園・保育所・認定こども園、学校とも連携を図りまして、不安や悩みを抱える親子に寄り添いながら、就学前までに必要な支援につなげていきたいと考えております。

早急にですね、臨床心理士さんの確保に今後努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

ぜひとも、この臨床心理士の方の人材確保をですね、しっかり、健康課以外の課の方も全力で応援していただくことを要望いたしまして、私の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4 番水ノ江です。私は、交通安全の取組と防犯対策について、再質問をさせていただきます。

答弁にありましたとおり、全国交通安全運動ですね、これは今年実施されたということでありますけども、答弁の中に、高齢者向けの交通安全教室を実施したということでありました。

その内容と今後の予定についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

高齢者向けの交通安全教室の内容と今後の予定ということでございますが、町の老人クラブ連合会の会議の場を借りまして、約 70 人の方を対象に実施をしております。

内容としましては、令和 5 年の 6 月 20 日に「さくらホール」におきまして、折尾警察署の交通課の職員の方を講師としてお招きをしまして、DVD の上映を交えながら、自動車、それから自転車、歩行者、それぞれの注意事項ですとか、高齢化による運転能力の低下に関する講話、それと飲酒体験ゴーグルの体験などを行っておるところでございます。

現在、今後の予定というところは決まっておりますけれども、様々な団体に広く呼びかけて、今後もですね、継続して実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ぜひ新年度もですね、本年度と同じような形で、ぜひ何か実施していただければいいかなというふうには思っております。

ヘルメット購入の件でございます。答弁の中に、県内では吉富町がヘルメット購入補助制度を行っているということでありました。この内容について分かれば教えてください。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

吉富町のヘルメット購入の補助制度の内容についてでございますが、補助額はヘルメット購入費用の 2 分の 1、それで限度額を 2,000 円としているということでございます。令和 5 年の 4

月からの事業の開始ということで、先日問合せをしました時点で、103 件の申請件数が上がっているということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

それとですね、青色パトロールの件でございますが、公用車を使ってされてるということであります。と同時に、職員の方が乗っておられるということでありますけども、この公用車の実際の台数と、あと職員体制がどういうふうになっているかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

青色パトロールについてでございますが、青色回転灯を装備した公用車は 4 台ございます。

パトロールの体制につきましては、朝の登校時間で大体 7 時半ぐらいからになりますけども、総務課と生涯学習課の職員が青色パトロール車 1 台をローテーションで巡回をしているという状況でございます。

また下校時間につきましては、他の業務のちょっと兼ね合い等もございますけれども、他の業務の関係で巡回できない日というものもございますけれども、総務課の警察 O B の職員の方に巡回をお願いしている状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

登下校ですね、この時間帯も非常に大事な時間帯でございます。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に参りますけれども、歩道橋の件をちょっと御質問いたしました。答弁の中にはですね、樋口の歩道橋と頃末歩道橋ですね、これの御説明がありました。

私の思いとしては、やっぱり防風スクリーンというか、防風板を子供たちの安全のために、ぜひ設置をお願いしたいというふうに要望いたしましたけれども、町内にもほかに歩道橋がございます。

ほかの歩道橋の状況と、この管理体制についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

樋口の歩道橋と頃末歩道橋は先ほどお答えしたとおりなんですけれども、古賀の歩道橋につきましては、平成13年に建設されまして約23年ほど経っております。令和2年度に現在のピンク色に全面塗装されております。

この3橋ですね、樋口と古賀と頃末がございますけれども、これは福岡県が一応管理している歩道橋ということになります。

そのほかの歩道橋としましては水巻歩道橋で、国道3号に架かる水巻駅前にあるんですけれども、こちらは主に水巻駅を利用されてる方が利用されております。この歩道橋なんですけれども、管理につきましては国土交通省のほうが行ってるということで、町としましてはですね、この歩道橋の利用者の方からの苦情・要望・意見等がありましたら、それぞれの管理者である北九州県土整備事務所、もしくは北九州国道事務所のほうに連絡して、職員と協議をして対応しているというような状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

樋口の歩道橋でありますけれども猪熊小学校の通学路にあたっております。町内の通学路の整備に関して、町は進めておられるというふうに思いますが、この通学路整備の現状と今後の整備の予定等についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

現在、令和6年の3月現在でですね、安全対策箇所は19か所ありまして、そのうち17か所が完了しております。

主な対策内容としましては、歩道の整備でありましたり歩道の拡幅、また路肩のカラー舗装化とか横断歩道設置、交差点改良等を行ってきている状況です。

この完了した中には、頃末歩道橋の建設も含まれておりまして、町から県へ要望して設置していただいたという経緯がございます。

残りの対策中の2路線ですけれども、この2か所とも県道箇所でございます、1か所が中央区から頃末北区のほうにかけて、現在県道の段差解消ですね、歩道と車道の段差を解消する工事、ちょうど今、マックスバリュの前辺りで行っておりますけれども、工事があります。この工事町の方から県に要望して、現在整備を進めていっているところでございます。

また、鹿児島本線付近で街路事業を行っておりまして、ちょうど線路のアンダーの付近なんですけれども、あそこも県道でありますけれども、狭いところでは歩道が1メートルぐらいのところもありますので、街路完成すれば約5メートルの歩道になりますので、歩行者の方、また児童・生徒の方もですね、安全に歩けるんじゃないかなというふうに思っております。

町道に関しまして今後の予定なんですけれども、頃末・二線ですね、曲川に架かっている唐熊橋から中間境までの距離が約1,870メートルほどあるんですけれども、このうち1,220メートルが通学路に指定されておりますので、この路線の整備を進めていくようにしております。

今後ともですね、PTAとか地元からいろいろ要望が上がってきておりますので、そういう対応と、あと歩行者とか車両が安全に通行できるように、随時、道路整備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、安全対策ということで進めていただきたいというふうに思っております。

防犯カメラの件で最後に質問いたします。

答弁にですね、防犯カメラの設置は慎重に検討していくというふうに答弁でありました。町内のほかの場所において、この防犯カメラの設置予定がありましたら教えてください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

はい、現在平成6年度の予算編成のほう、議案として御審議いただいておりますけれども、6年度にですね、新規に中央公民館に4台設置する予定としております。

ここ数年、不審者情報が中央公民館内や施設周辺にも発生し、不特定多数の方が利用される施設におきましてですね、施設利用者が安心して御利用いただけるよう、今回予算計上を行い設置を予定するものでございます。

また、南部公民館におきましては、表と裏の出入口など4台の防犯カメラの設置を現在行っておりまして、来年度、リース期間の満了を迎えるようになっております。新たに、既存の設置場所に、今回ちょっと飲料用などの自販機の売上げを、防犯カメラの導入費や維持管理費に充てただけという、提案を事業者の方から受けておりまして、今回、南部公民館において既に設置している箇所及び台数であれば、設置によってですね、その売上げで設置可能とい

う形のお答えをいただいておりますので、一応そちらに切替えを行う予定としております。

ただ、この提案にはちょっと条件があるということございまして、新たな防犯カメラの設置に関してはですね、それ相応の自販機の売上げが見込めない箇所はちょっと、お受け出来ないという形では伺っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

町の安全のためにはやっぱり、この防犯カメラの設置は重要であるかなというふうに思っております。1 台でも増えれば、安心も増えるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ進めたいというふうに思っております。

近年、高齢者を狙うですね、特殊詐欺ニュース等が多く報道されております。

特に子供たち学校関係においては、児童・生徒が帰宅する時間帯の事件・事故等に巻き込まれやすいというふうにされております。町は地域との連携を密に行っていただき、防犯対策を進めていただきたいというふうに思っております。

最後に、自転車を利用する人の命を守るヘルメット購入費用の助成の早期実施を要望いたしまして、私の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

5 番亀元です。水害対策について再質問します。

最初に、洪水対策です。答弁の中で、近年の集中豪雨に対しては河川改修などのハード整備のみでは対応が困難なため、あらゆる手段を用いて、水害を防ぐ必要があるとのことですが、どのような手段があるとお考えですか、お伺いいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

亀元議員の再質問にお答えいたします。

集中豪雨の対策なんですけれども、まず起こりやすい場所を町のほうで事前に巡回とか、毎年の実績から地図に落として、そういう台帳ございますので、雨が降るというような予報があったときにはですね、事前にそういうところを回って、側溝の詰まりがないかとか、土砂が堆積しないかとかですね、いろいろそういう調査しまして対応するようにしております。

普段からの対応としましては、町内、準用河川と言いまして規模の小さい河川でありましたり、比較的大きな水路等ございますので、そういうのを年に1回でございますけれども、しゅんせつ、土砂を上げたり障害物を除去したりしてですね、水の流れを良くするような、そういうふうな対応を今行っているところです。

以上です

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

そもそもなんですけど、現実にはですね、住宅が冠水の恐れがあった場合ですね、どこに、土のうとか電話をしたらいいのか。また、もし役場に連絡があった場合どう対処されるのか、お聞きしたいと思います。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まず、災害の初動体制と言いますか、いうところにはなるんですけども、まず大雨警報等が発令された場合につきましては、災害警戒本部といたしまして、まず総務課の職員、私含めて5人が出動します。

その後に各状況に応じまして、各施設の職員でありますとか、現場巡回などの必要な職員を招集するというような形にはなっております。

また配備基準は、遠賀川の水位の上昇でありますとか、配備基準が達した場合につきましては、町長を本部長とする災害対策本部を設置して対応するという形になるんですけども、道路冠水があった場合とかですね、土のうが必要になったというような災害の緊急の依頼につきましては、状況によりまして全て対応するということはちょっと難しいこともございますけども、まず役場のほうに御連絡あった場合につきましては、土のう等の準備もしてる部分も若干ございますし、対応できる部分につきましては、職員等で対応してまいりますし、また消防等の関係機関の方にも連絡をし対応してまいります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

よろしくお願いいたします。

次にですね、土砂災害について御質問いたします。

町には 99 か所の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンがあるとのことですが、今後、対策工事を行う予定の箇所はあるかどうか、聞かせてください。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

亀元議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害対策の箇所、予定があるかということですが、町内で 99 か所と申しましたが、福岡県には約 1 万 6000 か所ほどの、いわゆるレッドゾーンというところがありまして、なかなかこの全てをですね、ハード対策で災害を起こさないようにするというのは非常に困難な状況でございます。

このレッドゾーン、イエローゾーンが設定されたもとの背景としましては、全国で土砂災害が頻発しております。その一方で山の土地を削って住宅地を造ると、危険箇所に住宅を造る開発が行われていましたね、そもそもそういう長い目といいますか、将来を見据えてこういう地区は危険だから、今から開発するのを抑制しようというような目的でもともとが作られております。

そういうこともありまして、なかなかハード対策のみでなくて、ソフト対策でも人命をそれで守っていくというようなところでございます。

主にこれ県がする作業でございますけども、町では継続的に県のほうに要望いたしまして、切れ目なく対策を行っていただいております。

近年では吉田地区でありましたりとか、あと宮尾台で行っております。

今回は吉田地区ですね、吉田二の公民館の付近で以前からちょっと落石等があつての所がございまして、そこも県に要望して今、調査設計を行っているところです。頃末小学校につきましては、土地が町有地でございましたので、現在町が対策工事を行っているという現状です。

ですので、直近では吉田のほうに近々入る予定で、そこがまた 5 年か 6 年かかりますので、終わればまた次ということで、切れ目なく要望していきたいと思っております。

以上です

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

高尾地区の急傾斜地の釜ヶ谷だけではなくてですね、斜面の木を切ったこともあつて、下の住宅街の方、それから上に住んでる方ですね、この地域もやっぱりレッドゾーンだということで、災害の危険性を住民の方が感じておられます。

今後ですね、ぜひ、この地域も調査・検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

亀元議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問のあった場所は、恐らく高尾団地の下のほうの、主に頃末地区とかその辺りの方たちが心配されているのかなというふうに思っております。

その場所につきましてもですね、要望に応じて草を刈ったり、大きな木を伐採したりして安全を確保しているところです。

雨が降ったりする時でもですね、職員が巡回して回ったりしておりますので、対策の工事ににつきましては、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

よろしくお願いいたします。

次にですね、体育館の空調設備についてお伺いします。

体育館の空調設備には、多額の費用がかかることはよく分かっております。そこで学校の体育館に空調を設置する場合、補助金などを活用する制度はあるかどうか、その内容をまた教えてください。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

亀元議員の再質問にお答えいたします。

空調設置に関する財源というところでございますが、学校の施設につきましてはですね、国の補助金制度、学校施設環境改善交付金という補助金制度がございます。体育館の空調設置につきましても補助の対象になっております。

現在の補助率、これは令和7年までということですが、事業費の2分の1が補助されるというものでございます。ただ、この補助金の活用の要件としまして、断熱性が確保されていることという要件が付けられております。

本町の体育館につきましてはですね、全て学校の体育館、断熱性が確保できておりませんので、補助を活用する際には一緒に断熱化の工事も必要になってまいります。

また、起債というところにつきましても補助金と併用して、これを借りることができるよう

になっております。交付税措置のある起債、学校教育施設等整備事業債という起債ですね。こちらを活用できまして、補助金と起債の両方を活用した場合について、これ国が示すところによりますと、実質の町の負担としてはですね、全体費用の 38.75%というふうに理論上では示されております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

全体費用が 38%であれば、町の負担はかなり小さいと思うんですが、実現性はないのかどうかというか、この設置に向けて財政面以外に何か大きなハードルはありますか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

まず、体育館への空調設置の現状ということで、令和 4 年 9 月に全国の学校体育館を対象として行われた調査結果で、全体として 11.9%というふうな結果が出ておりまして、福岡県内におきましても、やはり導入事例が大変少ない状況でございます。

また、本町の体育館のようにですね、建築後かなり年数が経過している、断熱性が備わっていない体育館も大変多いようございまして事例がほとんどなく、費用対効果というのが、なかなかまだ見えにくい状況でございます。

それからですね、これちょっと事例としてお聞きしているところなんですけれども、一般の据え付けるタイプの空調でございますけれども、これが災害時に停電となったときに空調の方が使用できなくて、熱中症というような問題が発生したケースなども災害時に起きていたということを聞いておりまして、発電機のほうに直接つないで使用ができる移動型、ポータブル型の冷風機だったり、空調機、こういったものにも今関心が高まっております、品質が向上しているというふうに聞いております。

議員も御承知のとおりですね、この空調設置に対してはすごく多額の費用がかかってまいりますので、これ慎重にですね、検討が必要というふうに考えております。

現時点においては、県内の自治体の動向を注視するということと、あと、先進自治体の事例などを捉えて、研究のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

だからといってですね、このままというわけには、もし何かあったときにはですね、いかなので、代替案というか、それなりの準備が必要だと思うんですが、現在、先ほど言われました移動式空調とか冷風機は、現在水巻町の中にはあるんですか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げました移動式の空調機器等ですね、今現在備付けというものはございませんけれども、先ほどもちょっと話が上がっておりましたけども、非常用電源というものにつきましても、中央公民館のみ非常用バッテリーがあるという状況になっております。

また、その他の避難所等につきましては発電機等ですね、こちらのほう、今、備蓄資材で調達をしておりますので、こちらで対応していきたいというふうには考えておりますけども。

それとですね、空調設備がない場合ですね、ここにつきましては、今後、スポットクーラーの導入、こちらにつきましても、災害のレンタル資機材の災害協定も結んでおりますので、そういったところから調達して、供給をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

今、災害協力ですかね、そういったことがですね、あると思うんですが、食品に関する品目はあると思うんですが、今言った、空調設備に関する品目でですね、共同で借りられるような、買えなければ借りてくるっちゃうのが、なんですが、そういったものがあるかどうか。災害協定と呼ばれるものが食料品にはあると思うんですが、そういう設備等に関するものについて品目で上がってるかどうか、お聞きします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今、災害協定を結んでいるところは、レンタル資機材というものでですね、重機でありますとか、そういうスポットクーラーでありますとか、太陽建機さんっていうところと協定を結ん

でおりますので、そういった中でですね、調達をしていきたいというふうに考えております。
以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

ぜひですね、そういったことで、いつでも準備が、体制が整っているような仕組みを構築していっていただきたいと思います。

何とんでもですね、災害に遭ったときに、水とか食料とは別にしてですね、トイレの問題が非常に大きいというのが上がってます。町にもですね、防災用のトイレはあると思うんですが、この間、能登であった地震のときには、自走式のですね、仮設水洗トイレ、要するにトイレカーというのが出てきましてですね、非常に重宝したというような話もあって、ただ、これは自治体間で支援し合うという流れの中で、できたというふうに聞いております。

例えば、愛媛県の宇和島市とか長崎県の島原市とか協定を結んでですね、お互いに何かあったときには貸すっていう、そういう協定がですね、でき上がっているという話を聞いております。

水巻町においても自治体間でのそういった話とか、あってるんですかね、教えてください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃられたような、様々自治体が協力関係していく協定というものはですね、種々あるかと思いますが、今現在、水巻のほうでそういった自治体単位でのといいますか、災害廃棄物処理の協定でありますとか、そういったものはありますけれども、今後どのようなことができるのか、また今後研究していきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

よろしくお願いします。

次に、避難行動支援者対策について伺います。

自治会への出前講座を実施しているとの答弁がありましたが、具体的な内容とかですね、実施頻度について教えてください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

自治会等から出前講座の依頼があった場合につきましては、職員が地区の公民館等に出向きまして、大型のプロジェクターなどを活用して、過去の災害の事例紹介、その地区で想定される災害、防災情報の収集方法や消火器の使い方などを説明しております。

また、消費期限の近づきました備蓄食料等の配布を行いまして、備蓄についての意識啓発を行っておるところでございます。

実施の頻度につきましては、コロナ禍前の令和元年度につきましては、年 10 回実施をしておりましたが、コロナ禍であります令和 2 年度以降につきましては、年 1 回、2 回の実施となっております。

現在、コロナの方も大分落ちついてきている状況でございますので、出前講座の実施につきまして、自治会等に積極的に働きかけて、防災意識の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

猪熊地区ですね、要支援者対策に先進的に取り組んでいるという答弁がありましたけども、具体的にちょっと教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

本町では、避難行動の要支援者名簿を兼ねました「あんしん情報名簿」の整備というものを今進めておりまして、名簿を利用して、各地区の自主防災組織の方の協力を得ながら、要支援者の個々の状況に応じました個別の避難計画の策定を今進めているところでございます。

その中でも、猪熊区におきましては、自主防災組織の活動としまして、区の中の要支援者の方々への支援の方法を役員の皆様に検討されて、役場の担当課も交えて、数回にわたり打合せをしております。

そして役員の皆様を中心に、猪熊区の避難行動要支援者 73 人を訪問して、聞き取り調査を行い、要支援者でもそれぞれ状況が異なっておりますので、誰にどの程度の支援が必要か、誰

が担当するのかといった支援方法を整理し、昨年、令和5年の12月に対象者全員の個別避難計画を作成することができております。

猪熊区におきましては、区の皆様の御尽力もあり、一つの取組として形をつくることができましたので、こちらをモデルケースとして、他の地区にもつなげていきたいというふうを考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

ぜひですね、ほかの地域にも広げていっていただきたいと思います。

この間町長も言われましたが、最近の災害対策は、体育館というよりは車の中でっていう話がありました。

ぜひですね、レンタカーを借りるとかですね、そういった話も、ぜひ、災害対策の中に、車のない方がおられますので、そういった方々のためにも、そういった考え方を持って進めていただければと思います。

これで、公明党の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

はい、以上で1番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後11時38分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、水清会。はい、山口議員

2 番（山口秀信）

2番、山口です。水清会を代表しまして、冒頭質問いたします。

質問、新たな視点を持ったまちづくりの取組について。

近年、本町では大型商業施設の誘致や健康入浴施設「いちちょうの湯」がオープン、JR水巻駅南口周辺の整備が完了するなど発展が続いています。

しかし、昨年末に国立社会保障・人口問題研究所から発表された2050年の地域別将来推計人口によると、第2期水巻町人口ビジョンで示されている、今から26年後の水巻町の人口推計となる2万1496人を下回る2万139人の推計値となっており、まちづくりはいまだ予断を許してはいけない状況であると考えます。

以上のことから、社会・環境の変化に的確に対応し、様々な問題・課題の解決を図っていくために、新たな視点を持ったまちづくりの戦略を展開していく必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。

差し迫った課題である人口減少問題に対する対策として、関係人口の創出の側面から、観光資源が潤沢ではないために施策展開が希薄となっている観光施策について、水巻町における新たな取組として、利便性が向上し景観も改善された、J R水巻駅南口周辺を活用した観光資源の創出となるシティープロモーション・産業振興などの活性化を目的とした、にぎわいの創出にも寄与する事業に取り組んでみてはいかがでしょうか。

また、提案されております新年度予算に、そのような新規事業があれば詳細をお聞かせください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

新たな視点をもったまちづくりの取組についての御質問にお答えします。

J R水巻駅南口周辺を活用した観光資源の創出となるシティープロモーションなどの事業に取り組んでみてはいかがでしょうか。また、新年度予算にそのような新規事業がありますか、とのお尋ねですが、御質問の内容に合致する新規事業として、これまでの議会でも折に触れ、実施の答弁をしまいいりましたイルミネーション設置事業を令和6年度一般会計当初予算に計上しております。

本事業の位置づけについては、J R水巻駅南口周辺を活用した観光、産業振興並びにシティープロモーションといった、複合的な分野への活性化、にぎわい創出といった波及効果を狙った事業として展開したいと考えております。

特に本町は、他市町村と比較すると観光資源が潤沢でないため、観光分野への施策展開はほぼ手つかずのままとなっていました。以上のことから本事業は、予算規模としては大きなものではありませんが、御質問にもございますように、本町としては新たな視点、新たな切り口で展開していく事業であると考えております。

本事業詳細についてですが、J R水巻駅南口を中心に北口方面も含め、イルミネーションを設置します。事業の推進に当たっては、本事業について知見のある民間事業者の力を借りながら、実行委員会を立ち上げ事業を進めていく予定としております。

イルミネーション点灯の期間については、現時点では11月中旬から翌2月中旬までの約3か月を予定しています。

なお、近隣市町村の中で、最後発となる本事業に、水巻町で実施することの独自性、意味をしっかりと持たせ、町内の方々だけではなく、交流・関係人口となる町外の方々にも楽しんでいただけることで、町のことをよく知っていただくきっかけの一つとなり、「水巻いいね」が広く波及し、移住・定住の候補になることにも期待ができるものと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、山口議員。

2 番（山口秀信）

答弁にありました、J R水巻駅南口周辺がイルミネーションの設置箇所になるとのことですが、設置期間中の北部地区へのにぎわい創出や町内への周遊効果増を狙って、例えば「I C O T T O ! M I Z U M A K I」等でも同時演出してみるなどはいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

山口議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、令和6年度の一般会計予算案にイルミネーション事業に係る予算を計上いたしておりますが、額面はですね、500万円ということでお願いをしておるところでございます。

具体的な事業の内容につきましては、実行委員会方式で企画等を行う予定としておりますが、予算見積りの段階では、北部地区までの拡大ということは想定しておりませんでした。限られた予算の中で北部地区まで拡大するとなりますと、メインとなります水巻駅周辺のイルミネーションの数が減ってくるといったことにもつながってまいります。

今回、水巻町としましては初めての試みとなりますので、あくまでも水巻駅ですね、これをメインとした事業をいたしまして、ある程度インパクトのあるようなものができればなというふうに考えております。したがって申し訳ございませんが、6年度につきましては現時点で北部地区まで事業展開ということは考えておりません。

しかしながら、本事業は町のにぎわい創出といった側面がございますので、今後の事業展開に関しましては、予算との兼ね合いもございますけれども、山口議員の御質問の内容でありますとか、それから例えば商工会の青年部の皆様の御意見を伺ったり、または民間企業の御支援を賜る方法、そういったことも併せて検討していければと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

山口議員。

2 番（山口秀信）

この事業については単年度ではないというふうに思っておりますので、継続的にやっていただければ、もっともっと「水巻いいね」が広がるんじゃないかなと思っております。よろしく

お願いします。

次に、今回のイルミネーション設置事業で、若い世代の方たちの意見を取り入れるなどを設ける場をつくるというようなお考えはございますでしょうか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

はい。今回の事業でございますけれども、専門事業者から提案、これを基に実行委員会形式、先ほども申しましたけれども実行委員会形式で、デザインとかそういったことを決定していきたいなというふうに考えております。

私どもも今議員がおっしゃるとおり、本事業の実施には若い方の声も必要であるという考えは同感でございます。現時点での案ですけれども、この実行委員会には役場の職員だけではなく、商工会の皆さん、それとか可能であれば大学生とか、そういった若い方も参画していただけないかなというふうに考えております。

そういったことで若者をはじめ、様々な意見をこの事業に取り入れていければということで考えておるところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

山口議員。

2 番（山口秀信）

はい。それではですね、人口推計のことについて少しお聞きしたいと思います。

2 月 28 日、新聞各社にて「厚生労働省が発表した人口動態統計の速報値で、令和 5 年、出生数が過去最少値であり少子化が一段と進んでいる」と。「人口の自然減は過去最大だった」との報道がありましたが、水巻町の出生数の推移はいかなうのでしょうか。

また、今後の人口推計がどのように推移していくというふうに思っておられるか、お考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

出生数と人口ビジョンというような形での御質問だというふうに思いますが、まず出生の数ですね、この分に関しましては水巻町で約 10 年前、平成 26 年ですか、その当時であれば 1 年間の出生の数が 249 人ほどでございます。250 人程度ですね。

そこから数年、増加傾向にありまして、平成 28 年ぐらいに 270 人程度、269 人ぐらいでピークを迎えていると。その後はですね、減少傾向をたどりまして、近年では令和 4 年度に 189 人、年間の出生数が 189 人に減少してきてるという状況でございます。

ただ昨年、令和 5 年ですね、令和 5 年につきましては、これがちょっと好転しまして 214 人、約 25 人増加しているような状況でございます。

ここの増加要因につきましては、詳細な分析等はできておりませんが、一つの要因としましては近年、当町で取組をしております定住促進ですね、こういう形で、社会増減が好転に向いているという状況で、その中でも若者の世帯の減少が少なくなってきたということが一つの要因ではなかろうかというふうに考えてるところでございます。

あと人口推計に関してでございますが、令和 6 年度の一般会計予算にも計上してありますとおり、第 3 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これを策定する予定にしておりますので、その中でも、今後も定住促進に向けて社会増減が好転するような事業を検討していきたいというふうに考えておりますけれども、またその中で人口ビジョン等を定める予定にしておりますので、「総合戦略」が後ほどまた完成した場合は、そのところで人口ビジョンをですね、お示しをしたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、山口議員。

2 番（山口秀信）

これからも引き続きよろしくお願いします。

今後ですね、いろいろなシティープロモーション、継続的かつ発展的な施策の実施をお願いいたしまして、水清会の再質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、以上で 2 番、水清会の一般質問を終わります。

3 番、古賀議員。

11 番（古賀信行）

無会派、古賀信行の一般質問です。

3 点目の第 1 点目、町営住宅の常時募集について。

2019 年 9 月議会でも町営住宅の常時募集を一般質問しました。

私は民間企業で、約 41 年間働いてきました。民間企業は、年の初めに年間の売上げ目標と利益目標を立てます。社員はそれに沿って協力し、努力します。いかに 1 円でも多く利益を出すか努力します。

その点自治体は、税金で運営しているためにお金を稼ぐ感覚が鈍いと思います。また、お金

の使い方も公共工事一つとっても、民間の企業に比べて高過ぎると思います。

私は商業紙3紙と他の自治体の議会だより、広報で情報を得て、公共工事の高い安いを判断し、議会活動に活用してます。

梅ノ木にある元雇用促進事業団建物4棟は、現在民間の不動産屋が経営しています。民間に替わったとたん、空き部屋がほとんどを埋まってしまいました。雇用促進事業団が運営したときは、約15%くらいしか入居してなかったのに、現在は95%以上入居していると思われます。民間になれば、こんなにも入居率が増えています。そういう意味では、水巻町も常時、町営住宅の募集を行い、入居率を増やし町の収入を増やすべきだと思います。

町長のお考えを聞かせてください。

第2点目、防犯カメラの設置について。

2020年9月議会でも防犯カメラの設置を要求しました。現在の社会で様々な事件が起きています。ひき逃げ事件、路上での暴行事件、信号は赤になっても通行する車などがたくさんあります。

特に県道芦屋中間線の鯉口の信号がある箇所は、午後5時から午後6時半まで芦屋方面から中間方面に向かう車の信号無視が多いので、県道から鯉口方面に曲がるのに運転者は迷惑しています。

鯉口の信号は設置される前は、鯉口分譲団地の方が交通事故に遭い死亡されました。私は町と警察に信号機の設置要求をしてきました。鯉口の信号のところで、交通事故も発生しました。

事故検証と信号無視をなくすため、防犯カメラの設置は必要だと思います。町長の考えを聞かせてください。

3点目、孤独死について。

高齢化社会になってマスコミに取り上げられるニュースの一つに、孤独死があります。私が知ってるだけでも、4件あります。これは水巻です。その中でも、特にひどかったのは、町営住宅の5階建てで亡くなられた孤独死です。外に悪臭が漏れていたのも、私の知人が発見しました。

なぜ、近所の人気づかなかったのか。昔に比べ近所付き合いが少なくなったのと、鉄の扉になっているので、全く中の様子が分かりにくくなっているからだと思います。

先日もテレビで放送されてましたが、朝起きたら、近所の人が見える場所に小旗を掲げて元気なことを知らせていました。これも良いアイデアだと思いました。

水巻町も導入したらどうでしょうか、町長の考えを聞かせてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、町営住宅の常時募集について、の御質問にお答えします。

町営住宅の常時募集を行い、入居率を増やし、町の収入を増やすべき、とのお尋ねですが、

現在本町では、町営住宅の募集を年3回に分けて定期的に行っていますが、令和2年度では、募集住戸9戸に対して17世帯の応募がありました。また、令和3年度では、募集住戸9戸に対して12世帯、令和4年度においては、募集住戸9戸に対して14世帯の応募がありました。

いずれも募集戸数に対して応募倍率が、2倍を下回る低い推移での応募状況となっています。これは募集全体に対する数字で、募集しても応募がない住戸や1世帯のみの応募となり、抽選なしで入居が決定する住戸も存在している状況で、常時募集を行い募集戸数を増加させたとしても、入居者が増加するとは考えにくい状況です。そのため、現在の募集方式に問題があると考えておりません。

そのような状況でも、募集をかける際には、募集する空き住戸の改修が必要となってまいります。当初の設計において、居住に必要な最低限の改修となるようにしていますが、長年にわたり居住した後の住戸は、壁や水回り、玄関ドアなど、全体的な損傷が著しい場合が多い状況です。また、基本的に設計が古いこともあり、畳の部屋が設定されており、トイレについても、和式便器が設置されている住戸があります。

近年においては、トイレの洋式化と床の一部フローリング化は欠かせないものとなっており、これらも改修費用が増加している要因となっています。そのため、現在も行っていますように、事前の募集対象となる空き住戸の選定は慎重に行う必要があります。

また、町営住宅は公営住宅法における住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅です。常時募集により、仮に入居者が若干増加したとしても、空き住戸の改修費用のほかに、設備の修繕費用や維持するための経常経費も発生いたしますので、家賃収入の増加が町の財政を潤すことには直結しないと考えます。

御指摘のように、行政においても事業を行う際は、費用対効果を見極めた上で行うことが基本となりますが、先ほど申しましたように、公営住宅法に基づいて運用される町営住宅は、住宅困窮者のための福祉施策の側面を持つ住宅であり、民間の賃貸住宅のように、決して利潤目的で運用されるものではありません。

以前の答弁でも申し上げましたが、町営住宅の入居者の減少は、施設の陳腐化、入居を希望する方の居住形態やニーズの変化等も要因であると思われ、将来的な町営住宅の在り方について、町全体の住宅政策と財政状況等を踏まえた上で、慎重に検討を行う必要があると考えます。

町営住宅の募集に関することは、今後の本町における町営住宅の在り方に密接に関わる問題と捉えていますので、今後とも公平な町営住宅の募集に努めてまいります。

次に、防犯カメラの設置についての御質問にお答えします。

交通事故の事故検証と信号無視をなくすため、防犯カメラの設置は必要と思います。町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、防犯カメラの設置につきましては、「水巻町防犯カメラ設置運用要綱」に基づき、庁舎や水巻駅南口など、特定の公共施設を適切に管理する目的で、町内各所に設置しており、今のところ、交通状況を撮影する目的では設置しておりません。

近年の町内における交通事故発生状況といたしましては、事故発生件数、死傷者数ともに令和元年以降の5年間は減少傾向にあります。さらに、民間保険会社の調査結果によると、車両

のドライブレコーダー搭載率が、令和5年で52.5%と毎年上昇し続けていることから、今のところ、交差点部に防犯カメラを設置する状況ではないと考えています。

また御指摘の箇所は、現在福岡県の街路事業において、4車線化の工事が進められており、今より安全に通行できる交差点へと改良する予定となっています。

今後も関係機関や警察と連携し、交通事故減少や交通マナーの向上に向けて、交通安全の対策及び啓発に努めてまいります。

最後に、孤独死を防ぐためについて、の御質問にお答えします。

本町においても、高齢化率の上昇と家族形態の変遷により、ひとり暮らし高齢者の割合が増加してきているため、日常の困り事や、緊急事態が発生したときに、生活の場ですぐに対応できるような仕組みをつくることこそが、急務であると考えています。そのため「第9期水巻町高齢者福祉計画」では、特に見守り、支え合い体制の仕組みづくりを重点施策として捉えて推進してまいりました。

また、今年度策定いたしました「第1期水巻町福祉総合計画」では、地域での支え合いの取組をさらに深化・推進させるため、基本目標の一つに、「人・地域のつながりづくり」を掲げ、「地域コミュニティの形成」「地域ぐるみでの見守り・支え合い」「地域団体のネットワーク体制の強化」を基本施策と位置づけ、様々な取組を行っていくこととしております。

しかし、高齢者に限らず、ひとり暮らしの方の孤独死は、全てを把握できているわけではありませんが、毎年数件発生しております。そういったことを鑑み、本町では在宅の高齢者や障がい者等に対し、日頃からの見守り活動や災害時の支援等を円滑に行うため、令和2年度から「あんしん情報名簿整備事業」を実施しております。

あんしん情報名簿には、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記載されており、同意を得られた方については、福祉会や自主防災組織を設置している自治会の申請に基づき、名簿を提供し、地域における見守り活動に活用していただいている状況です。なお、あんしん情報名簿登録者は、令和6年2月末現在で1,133人となっております。

そこで、テレビで放映された小旗を掲げて、元気なことを知らせる取組について本町も導入したらどうでしょうか、とのお尋ねですが、本町においては、高尾区で令和3年度から「黄色いハンカチ運動」として、小旗を掲げ、安否確認を行う取組が行われています。

この取組は、住民が元気で暮らしているあかしとして、毎朝各自で玄関先に黄色いハンカチを掲げ、地域の方が目視で安否を確かめ、夕方以降に各自でハンカチを片づける内容となっており、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や高尾区の住民の絆を深めることを目的に実施されております。

また、高尾区では独自で見守り対象者を決定する選出基準を設定し、福祉会等の担当者が週1回、見守り対象者を訪問し、黄色いハンカチの掲示を確認するなどの活動も行われています。

なお、黄色いハンカチ運動の実施対象者は、自治会に未加入の世帯も含め、高尾区全世帯が対象とされており、事業実施に当たり、自治会で準備した旗状の黄色いハンカチを全戸に配布されております。

この黄色いハンカチ運動の取組については、福祉課で実施している生活支援体制整備事業において、各小学校区ごとに設置した協議体で高尾区から紹介していただいたり、昨年広報で見

守り活動の特集を掲載した際に紹介するなど周知を行っております。

本町としまして、高尾区の「黄色いハンカチ運動」がひとり暮らし高齢者等の見守り活動において、有効な取組の一つであると考えますが、各地域における見守り活動には様々な課題があると認識しております。

また、地域における見守り活動を継続して実施していくことが重要であるため、それぞれの地域で課題等について協議し、持続可能な取組を行っていくことが必要であると考えております。したがって本町としては、小旗を掲げる取組のみを実施するのではなく、地域の実情に合った見守り活動が推進されるよう働きかけてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

まず第1点目ですね、町営住宅のことについて再質問いたします。

答弁にありましたように、「空き住戸の改修費用のほかに、設備の修繕費用や維持するための経常経費も発生いたしますので、家賃収入の増加が町の財政を潤すことには直結しないと考えます」とありました。

私は、入札結果をよく取るんです。驚くことに、1戸の空き家の前の人が出ていって、次の人入れるために使われる費用は200万か300万ですよ。

こんなばかげたことないですよ。私は水巻の不動産屋2人と親交あります。それを見せます。「こんなにかかるんですか」言われるんですよ。

それは、あなた方がお金の使い方にですね、疎いからと思うんです。普通民間やったら、前の居住者が出たら、ふすま替えたり、畳替えたり、最小限のことしかやりません。

そうなんですよ。だからこんなにかかっているんです。

私はビラで書きましたけど、私が町長になれば、いろんな面で節約して、年間5億円うかせる自信があるんですよ。設計調査というのを含めましてね。

それで、住宅課長にお聞きしますけど、ビレッジハウスを見学行かれたことありますか、梅ノ木の。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員の御質問にお答えします。

中を見学したことはないんですけども、実際に不動産業者にお話をお伺いしたりですね、あとホームページ等で見させていただきまして、確かに古賀議員おっしゃるように、入居者数がある時期を通じてポンと伸びたというのを確認しております。その理由につきましてはですね、

大規模な内部等のリノベーションをやった。それから、ずっと入居者が増えたというふうに私の方は聞き及んでおります。

以上でございます

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

これは2月14日の朝日新聞です。これはですね、北九州の当初予算書いてるんです。

うれしいことにですね、大きな字で最初に、「稼げるまち」に予算重点配分してあると書いてるんですよ。そういう点では素晴らしいと思うんです。

今の武内市長もそうですけど、前の北橋市長もですね、インフラ関係に相当そういう努力されました。特に東南アジア関係ですね、上下水道の問題で。そういう自治体もあるんです。

私は、高松団地にしてもですね、構造上の建て替えじゃ、なかなか人が集まらない。

特に1棟、2棟、3棟、4棟は、あなたも御存じのように。

そして横廊下の21棟、22棟、23棟と24棟はですね、ほとんど埋まってます。そういう建物構造上で人が入ってます。

現在ですね、お尋ねしますが、高松、それから鯉口、二、それから吉田団地の鉄筋が1、2、3、4、5、6棟あります。

それぞれの空き戸数は、どれほどありますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員の再質問にお答えします。

今、お尋ねになった吉田団地の5階建て、鯉口、高松ですかね、その空き住戸なんですけども、これは2月末時点での数字でお答えさせていただきますが、高松町営住宅が管理戸数が738、そのうち入居されている戸数が423戸で、空き住戸が311戸となっています。

それから、鯉口町営住宅におきましてはこれも2月末の数字で申しますが、管理戸数が220、入居戸数が184、それと空き家住戸が36というふうになっています。

それから、吉田町営住宅の5階建てにつきましてですけども、これも2月末現在の数字なんです管理戸数が176あります。そのうち入居されてる方が126、空き住戸が50というふうになっています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

二団地は、二団地が抜けとう。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

申し訳ありません。再質問にお答えします。

二団地の方は、管理戸数が 124 戸、入居戸数が 96 戸、空き住戸が 28 戸になっています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

これからすれば、高松が一番空き戸数多いですよ。もうそれ仕方がないと思います。縦階段ですね、上のほうに登っていくには、もう高齢者、買物もなかなか不便だからと思うんです。

そういう点、これからも町が気をつけないかんの、建物の造り方も気をつけないかんと思うんです。民間のですね、アパートを造るときはほとんど、今縦階段は造ってません。横廊下方式で造ってるんですね。それは建設学的にもそのほうが造りやすいんです、はっきり言って。

そして、もちろんエレベーターはそういうことありますけど、それで私はですね、思うのは、鯉口は 2、3、4 棟はエレベーターあるんですね。そして、1、5、6 はエレベーターないんです。各棟にエレベーター作るの多額のお金要りますけど、鯉口のちょうど中央にある公園の辺りぐらいに、エレベーター棟を造って陸橋で結ぶ方法もあるんです。

そして、各階ごとに陸橋を結ぶのは、かえって金がかかるから、例えば梅ノ木公団 10 階建てですね、いや、こっちの 8 階建てですか。各階に止まらなくてですね、3 階ごとに止まるようにしてですね、そしたらそういう陸橋を造るにもお金かからないから、将来はそういうことを考えてですね、いずれは古いアパートを壊さないかんから、町営住宅はそんなことも考えていただきたいと思います。

そういう点、検討していただきたいと思いますが、そういう点どうですか。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

将来はですね、町営住宅も、吉田団地の今住替えをやっておりますが、やはりエレベーター

をつけていきたいと、可能な限りですね、そういうふうに考えております。

それと古賀議員が経営的な感覚でこの町営住宅と言いますが、答弁いたしましたように、これはもう福祉の面が強くて、雇用促進の問題言われましたが、私も当時、前の駐車場等々からいろんな関わってきましたが、雇用促進の本部まで行きました、千葉の。あそこはですね、結局民間に一括で、全国の雇用促進を一括で払い下げたわけです。

そしてですね、民間はですね、何とですね、家賃を上げられるわけですね。家賃を。ある程度投資した金額に見合う。

しかしですね、この町営住宅はですね、住替えも含めてそうですけど、もう大体家賃が1万、住替えの場合は9,000円なら9,000円で、最後まで救済するんですけど。やはり家賃の対価が取れないわけですね。低所得者のためだから。だから経営的に町営住宅を、何ていいますか、古賀議員が言われる、民間のように儲かるようなことにならないかと言われるのはちょっと無理がある。

私としてはやはり、低所得者のための町営住宅であって、普通民間はですね、利潤を求めています。だから、うちも町営住宅を利益目的であれば、投資してですね、家賃を3万も5万も取ればいいですけど、やはり家賃は少なくとも、2万、よく取れても2万何ぼなんですけど、だから、町営住宅に限ってはやはり、経営的な感覚でできない、そこだけはですね、古賀議員に理解をしていただきたいと思って今、本当は住宅課長が言うんでしょうけど、私が言わしていただいたんですが、そういうことです。

以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

11 番（古賀信行）

美浦町長が言われることも分かりますけど、やっぱり前の町営住宅の人が出るときは、傷んだとき何ぼかお金もらってますよね、退去者から。そして今度はそれをまた入れるためには、多額のお金つぎ込んでるんですね。

そういう点を、よく勉強されてお金をあまりかけなくて、後の人入れる対策する必要があると思います。これはこれでもう住宅関係を終わります。

それから孤独死の問題ですけど、前回も私、取り上げました。

そして、私の女房が伊左座住んでますけど、5件のうち3人が風呂場で亡くなったんですよ。町はいろんな見回り隊とか組織を作ってますけど、いざ、そういう個々の事件に対処したのは、近所の人ですね、風呂から引き揚げるとか。

だからそういう点で、やっぱり、「私は一日元気ですよ」という目印をせんとですね、その点さっき町長答弁もありましたように、高尾は気持ちいいです、ビラ配ってですね、黄色い旗上げてるからね、そこと思うんですよ。

そういうやつをですね、今後、水巻町も実施していただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほどの答弁でも言いましたが、やはりそれはもう本当理想というか、高尾区よく頑張ってもらってると思っております。

ただ、他の地区、31区ありますけど、全てがですね、そのような高尾区のように地域がまとまって、やってくれればいいんですけど、各地域、地域にいろんな特性がありまして、区長会、あるいはいろんなところで推進はしていくんですけど。やっぱり、良いと取り入れる区もあるかも分かりませんが、全てに高尾のモデルが行き渡るというふうには、厳しい状況だと思って。それに代わるべき各地域、また行政においても、いろいろ民生委員さんとかいろんな形で、この孤独死を1件でも減らしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。

4番、高橋議員。

14番（高橋恵司）

14番、高橋です。冒頭質問をいたします。

まず1点目。災害時の備えについて。

近年、世界各地で起こっている災害が大型化しているように思われます。我が国においても、1月1日に、石川県能登半島が大地震に見舞われ、約2か月を過ぎた今も、インフラが寸断され、また、食料品不足、住宅の倒壊により居住できない等々、数え切れないほどの不具合が起きている状態は、日本中誰もが周知しているところでございます。

これまでは北部九州、特にこの水巻町では、大きな災害もなく安心して生活ができていましたが、このように大型化した災害が増えてくると、安心してばかりではられません。

防災はとても重要です。しかしながら、人間が行う防災は、大自然の力には到底及ばなく限度があります。災害が起きたその後の対処がとても重要ではないかと思えます。

そこでお尋ねします。

1、食料品、水、衣料品（おむつ、女性用品）等の備蓄について。

2、避難場所について（テント、ベッド、トイレ、毛布等）、以上、なるべく具体的にお答えください。

次に、I COTTO! MIZUMAKI 横の農地買収について。

水巻町の周遊拠点 I COTTO! MIZUMAKI に隣接した休耕田を、将来町が有効に利用するために買収することを提案します。

そのままにしておけば、恐らく近い将来、民間業者が買い上げ、アパートが建てられるよう

な気がしてなりません。

その前に町が買い上げ、将来様々な形で利活用できればと思っています。

町の考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、災害時の備えについて、の御質問にお答えします。

本町においては、水巻町地域防災計画の規定に基づき、大規模な災害が発生した場合に必要なとされる食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄について定めた備蓄計画を、令和元年12月に改定しています。

この備蓄計画に基づき、町では備蓄物資を毎年購入しており、一部の物品については、町内外の事業者と締結している災害協定に基づき、流通備蓄を活用することになっています。

流通備蓄とは、平常時は店舗にある在庫の食料や生活必需品等を、災害時には町が優先的に購入し、活用するものです。

そこで、1点目の食料品の備蓄についてのお尋ねと、2点目の避難場所についてのお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

初めに、食料品等の備蓄についてですが、令和6年3月1日時点の内容をお答えします。まず、食料についてはアルファ化米を6,332食、缶詰を3,028食、レトルト食品を1,994食、エマージェンシークッキー等を4,221食、ゼリーを3,573食の備蓄をしています。

次に、飲料につきましては、500ミリリットルの水を1万4066本、野菜ジュースを2,993本の備蓄をしています。

最後に医薬品等についてですが、薬やおむつ等の備蓄はしていませんが、生理用品に関しては一定数の備蓄をしています。

次に、避難所についてですが、本町が保有している避難所等で使用する備蓄物資は、毛布、ロールマット、段ボールベッド、段ボールパーテーション、テント、災害用トイレなどがあります。

本町においては、町内外22か所の施設を避難所として指定しており、これらの避難所は災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に開設するものとなっています。その中でも、開設頻度が高い中央公民館、南部公民館、町民体育館には、毛布、ロールマット、段ボールベッド、段ボールパーテーションに加え、水、食料を保管しています。

また、洪水の浸水想定がない吉田小学校、えぶり小学校には防災倉庫を設置しており、倉庫内にも同様の備蓄物資を保管しています。

なおテントや災害用トイレについては、避難所の保管スペースの都合上、災害の規模など必要に応じて避難所に運び入れることにしています。

現時点で備蓄食糧、備蓄物資ともに、備蓄計画で設定した目標数量に達していないものも多くありますので、毎年の予算や保管スペース状況を勘案し、順次不足分を調達していきたいと

考えています。

今後も引き続き、町の備蓄の充実に努めるとともに、家庭内備蓄の呼びかけを行うなど、災害時の備えを進めてまいります。

最後に、I C O T T O ! M I Z U M A K I 横の農地買収についての御質問にお答えします。

I C O T T O ! M I Z U M A K I に隣接した休耕田を買収することを提案します。町の考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、休耕田とは農家自らが何らかの理由で農作物の栽培を一時的に休止している田んぼのことになりますが、I C O T T O ! M I Z U M A K I に隣接した田んぼにつきましては、農家自らが休耕田としているのではなく、町が所有者の農家の方々にお願いし、景観形成作物としてコスモス栽培を委託している田んぼとなっています。

お尋ねの農地の買収につきましては、農地の効率的利用や権利移動等について定める農地法の定めにより、取得後すぐに実施する具体的な利用計画がない状態で農地を取得することは、たとえ町であっても認められておりませんので、現時点では農地の買収はできません。

しかしながら、議員が心配されるように、猪熊地区に限らず、町内では農地転用による宅地化等が多く見られます。民間事業者の方々の経済活動を一方的に制限することはできませんが、町内の農地転用には、農業委員会での審議や福岡県の許可が必要となります。

また、お尋ねのI C O T T O ! M I Z U M A K I 隣接農地につきましては、本町は特に守るべき農地として農業振興地域に定めている地域でもあり、民間による宅地化などの目的での農地転用がより難しい地域となっております。

本町といたしましては、今後とも地域の農家の方々と連携し、担い手となる農家への農地の貸付けなど、農地利用や農業経営の効率化のための政策を進め、できる限り農地と農業を守りたいと考えております。

I C O T T O ! M I Z U M A K I とみどりんぱあーくの一体的な景観、また秋に多くの人に親しまれているコスモス畑の風景をできる限り長く保ち続けたいという思いは私も同じです。

令和6年度一般会計予算案にも計上していますが、今後も引き続き、周辺の田んぼへのコスモス栽培の委託を続けてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。高橋議員。

14 番（高橋恵司）

能登半島のニュースを見るたびに、いろいろと心配していましたが、答弁にありましたように、備蓄食料、備蓄物資、避難所内の備品等、備えに関してはかなり整っているようですが、多過ぎるような思えても、いざ災害となると足りなくなるのが現状のようです。備蓄については、切りがないとは思いますが、なるべく多くが望ましいと思っております。

そこで、薬やおむつ等の備蓄がないと答弁にありました。私が思うにはドラッグストアに売っているような、ごく一般的な薬やおむつなどの備蓄は必要だとは思いますが、これはまだないという理由は何かありますか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

水巻町におきましては、流通備蓄といたしまして、食料や生活必需品などの物資の供給につきましては、スーパーやホームセンターなど5事業者と協定を締結しております。

そのほかといたしましても、避難所の利用関係やレンタル資機材の提供、災害廃棄物の処理など様々な分野におきまして、全部で50の事業所や関係機関と災害の協定を締結しておりますので、流通備蓄という形で、スーパーのほうとかから提供いただくという形で対応したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

はい、その点につきましては理解できました。

あとですね、高松団地の空き住居を仮設住宅として利用するという考えは、ありますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

高橋議員の再質問にお答えいたします。

高松団地の空き住戸全体ということで理解してよろしいでしょうか。店舗のほうということですかね。

[「全体でお願いします。」と発言する者あり。]

はい。今のところ、先ほど申しましたように空き住戸がありますけども、ほぼですね、やっぱ5階とかそういったところで、実際に今後ですね、町営住宅の在り方を含めた形で検討していくというふうな流れになっておりますので、今のところ、そういった保管場所にするということは考えておりません。

また地区とかですね、そういった自治会との相談の中で、今後のことを決定していきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

14 番（高橋恵司）

災害時にですね、避難場所や道路の渋滞状況など即座に対応できるのがドローンではないかと考えていますが、昨年12月の一般質問でしたか、公明党さんの質問でもありましたけど、このドローンの利活用について、どれぐらいの準備とかいろいろ進捗状況を知りたいんですが、お答えください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

昨年12月議会でもですね、町所有のドローンにつきましては御回答いたしておりますけども、令和3年度にドローンを1台購入し、令和4年度から今、実際に運用を開始しております。

町所有のドローンにつきましては、赤外線機能こそはございませんが、2,000万画素の監視カメラを搭載しておりまして、かなり詳細な静止画面及び動画の撮影が可能というふうになってございます。

さらにですね、上空150メートルまでの目視の範囲の中では、風速10メートル程度までの環境の中で飛行が可能であり、バッテリー1本当たり約45分間の継続飛行が可能というふうになってございます。

現在につきましては、個人的に民間の技能証明を取得した建築技師2名によりまして、目視による自動自立運転機能を活用して飛行を行います、いわゆるレベルⅡというものにおきまして、今現在の活用といたしましては、町が所有する施設の維持管理っていうものが中心になっておりますので、まだ実際に災害活動等にですね、今使っているという状況ではございません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

この2名というのがちょっと不安要素でもありますけど、増やしていただくことを要望いたします。

次にですね。避難行動要支援者が1,132人となっていましたけど、もし地震災害の場合は町全体が被災しますよね。

この1,000人を超える避難行動要支援者を誘導するには、かなりのマンパワーが必要となってくるかと思われるんですが、そこで私が思うのは、ボランティアを多く広く募集してですね、日頃から訓練をしながら、万が一の被災要支援者を誘導するとか、そういった形の訓練をしておけばと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

災害ボランティア等につきましては、災害が発生した後、ごみの片づけでありますとか、そういう災害ボランティアという形を、全国各地から災害発生場所のほうに駆けつけて、活動されるというケースはあろうかと思えます。

今、議員の御質問にありました要支援者の救助といいますか、避難行動に関するそういうボランティアの方の募集という意味合いかと思えますけども、先ほど答弁もございましたけども、どこにですね、個別の様々ないろんな災害要支援者といいますが、いろんな事情があるかと思えます。

そういった中で、やはり、近所、各地区にお住まいの各要支援者の状態が把握できている方たちが、やはり一番有効に避難行動をできるということがございますので、町といたしましては、安心の避難行動要支援者名簿、まずはですね、こちらの「あんしん情報名簿」の整備というものを進めていきながら、個別の避難計画というものを、作成を進めていきたいというふうに思っております。

答弁にもありましたけども、令和5年の1月末現在で、この「あんしん情報名簿」は1,113人の方の名簿が今集まっておりますので、こちらを基にですね、そういう個別の避難計画というものの策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

次に、先日テレビ番組で見たんですけどね。イタリアでは48時間以内に災害があった場合、48時間以内に仮設トイレ、キッチンカー、料理人などを派遣してですね、大変な状況に置かれている人たちに対して、温かい、そしてぜいたくな食事を振る舞うということを国として推奨しているようです。

そこで、町としてはそこまでは無理としましても、民泊制度を設けて、整備してですね、登録しておいて、いざというときにそれぞれが分散して温かい食事を振る舞ったり、お風呂に入ったりとか、そういったことが、私、この番組を見ていいなと思いましたが、その点において

はどうお考えでしょうか。民泊制度です。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

災害が発生しました際に、避難所のほうで避難をするのが非常に難しいという方がですね、民泊施設の活用を図るっていうものが民泊制度、災害時の民泊制度であるというふうに認識はしております。

ただですね、実際に近隣にどの程度、水巻町におきましても民泊施設に利用できるような、そういった施設があるのかどうか含めまして、まずは制度設計というものを研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

14 番（高橋恵司）

あと一つですね、生活用水はトイレ抜きで1日20リットル、飲み水は3リットルで済むそうです。そこで、これも情報番組で見たんですけどね、ニシム電子工業という会社が、ほとんど水が要らなくて仮設トイレができるという、聞いたんですよ。そこをぜひ執行部、視察に行っていたきたいという、これは要望でございます。

それとあとですね、避難場所について、空調の設備を整えてくださいというのは、かなり共通した要望だと思いますので、これ最優先で取り組んでいただきたいと思います。

続いて、I C O T T Oの件に関して再質問いたします。

近年の町全体の農地転用の件数と、猪熊地区の農地転用の件数を教えていただけますか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

高橋議員の再質問にお答えいたします。

近年の地目変更を伴います農地転用の申請の状況でございますが、ここ3年間ぐらいの状況を見てみますと、令和3年度につきましては23件で2万8693平米、令和4年度は20件で2万6584平米。令和5年度は、これ2月末時点までですが、17件で1万4313平米でありまして、この3年間の合計をいたしますと60件で6万9590平米、という状況でございます。

このうち猪熊地区に限りましては、令和3年度は3件で2,273平米、令和4年度につきまし

ては6件で7,594平米、令和5年度は2月末時点で3件、5,870平米、3年間合計いたしますと12件の1万5737平米ということでございまして、その多くは宅地への地目変更ということになっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

14 番（高橋恵司）

はい、ありがとうございます。

要望といたしましては、現在行っておりました水巻マルシェですか、これは、今までどおり継続していただきたいと思っておりますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

今回、条例改正等でも提案をしておりますけれども、I C O T T O ! M I Z U M A K I の運営を見直した形になっておりますので、6年度からは、まずその方法がちょっと変わってきますが、マルシェ自体は今後も引き続き、続けていきたいと思っておりますけれども、最近のマルシェの件数というのがだんだん、春秋という形で従来やってたんですけども、ちょっと多めにですね、ゴールデンウィークもやってみたりとかいう部分がありましたけれども、今回運営が1度切り替わるという形で、今年度と同等の回数を開催できない可能性がございますが、従来どおりマルシェは継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

答弁にですね、農家自らが休耕田としているわけではなく町が農家の方をお願いして、これを借りているということですよ。私は近くに住んでるものですからね、勝手に休耕田はもったいないな、今までの周遊拠点につないで、これをもっと利活用できたらいいなとあそこ歩いたんびに思ってます、それでちょっと質問したくなった次第でございまして、もしですね、あそこの田んぼを利用して、今のところまだ私の頭の中だけの構想なんですけど、土地の取得にかかる費用とかそういうことを試算して、もし購入が可能ならば、あそこの土地を利用してサイクリングターミナルの構想とか、そこに常設の店舗を造って、常にマルシェのようなイベント

ができるような土地ができたらいいなとか思っておりますが、執行部は土地取得に今のところできないと答弁がありました。あそこを取得するにはどれぐらいお金がかかって、どのようなことが重要になってくるのか、そういったことをまず努力していただきたいんですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

基本的に以前であれば、町の開発公社で先行取得ということで、そういう将来に向けての土地確保ができておったわけですけど、開発公社も解散いたしまして、今ですね、高橋議員が言われていますことは、先ほど答弁とダブるかも分かりませんが、やはり町として、そこに少なくとも何かをやるというきちとした目的等々、そして議会の皆様に同意をいただいて用地取得というのが、特に、ましてあそこは農振地域でありますので、明確な目的がないと、なかなか予算、お金以前の問題で土地利用の問題ですけど、積算を幾らかかるというのはできないことはないですけど、それ以前に I C O T T O の横に何をするかというところを、もう少し明確に皆さんの賛同が得られるように考えていかないと――。

それとやはり、町としても、農地を取得し造成をし、何をするにしても予算がかかります。

そのときにやはり、国・県等の予算を、補助金を確保しながら、そして、農地の方に控除を与えるような農地取得のときのメリットを与えるような形をつくっていかないとなかなか農地を手放してくれないし、そういうことを考えますとですね、やはり先ほどから山口議員も言われましたように、水巻のにぎわいづくりという大きな大きな町全体のにぎわいづくりの中で、特にまず、令和 6 年は水巻駅の南口、北口も含めてイルミネーションと、私も去年、直方市の直方駅に行ってイルミネーションを見て、どのようにやってるか、直方市長にお会いして話を聞かせていただきました。

その中で特に民活でやってるというような話もありますが、水巻もそろそろ水巻全体のにぎわいづくりということを考えますと、I C O T T O の横に高橋議員が言われるようなことも含めて、全体の中で国・県のにぎわいづくりなんかの補助金、どういうものがあるかというものを少し検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

町長の答弁をお聞きしまして、町長の頭の中は、この件に関してはまるっきりゼロではないということ、私お聞きしましてちょっと希望が持っております。

今後、この当該地区について、町として利活用をする計画を、長年にわたっても構いません。

ぜひ検討していただくよう要望いたしまして再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で4番、高橋議員の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前12時50分 散会